

国立大学法人大阪大学キャリアセンターと文部科学省科学技術・学術政策研究所との
連携協力に関する覚書

国立大学法人大阪大学キャリアセンター（以下「甲」という。）と文部科学省科学技術・学術政策研究所（以下「乙」という。）は、本覚書に定められた事項につき、互いに協力することに合意し、次のとおり覚書を締結する。

（協力）

第1条 甲及び乙は、協力して次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 大学院における効果的なキャリア教育・支援施策に関する調査研究
- 二 博士人材の多様なキャリアパス展開に係る実証的調査研究
- 三 ワークショップ等の開催
- 四 その他関連する諸活動

（実施細目）

第2条 甲及び乙は、第1条各号に規定する個別の活動の実施にあたり必要と認めるときは、実施細目について当事者間で協議し決定するものとする。

（個別契約等）

第3条 甲及び乙は、共同研究における研究費用負担や知的財産の帰属等、第1条各号に規定する個別の活動の実施にあたり必要と認める事項について、別途の覚書や共同研究契約等を締結することができる。

（有効期間）

第4条 本覚書は、覚書正文を署名した日をもって発効し、その有効期間を令和5年3月31日までとするが必要に応じて延長することができる。各当事者は、有効期間内においても、6か月前までの通知により本覚書を解除することができる。

（その他）

第5条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合、改訂の必要がある場合又は本覚書に定めのない事項についてこれを定める必要が生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するために本覚書を2通作成し、甲及び乙の代表が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学キャリアセンター

キャリアセンター長

栗本 英世

乙 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 科学技術・学術政策研究所長名

科学技術・学術政策研究所長

磯谷 桂介
